

山梨県短期事業資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内中小企業者等が事業を継続するために必要な短期の資金の融資を促進し、もって中小企業の振興発展を図ることを目的とする。

(取扱機関)

第2条 この要綱に基づく取扱金融機関とは、県内に本店を有する信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）又は山梨中央銀行の県内営業店をいう。

(融資資金措置)

第3条 この制度の目的を達成するため、県は予算の範囲内において資金を取扱金融機関に預託するものとする。

(融資対象)

第4条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 信用金庫、信用組合及び山梨中央銀行にあっては、常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業にあっては5人）以下の法人若しくは個人であること。
- (2) 商工中金にあっては、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体（以下「組合」という。）、又はその構成員であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、融資を受けようとする者が、次の各号の一に該当する場合には、融資対象とすることはできない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
 - (7) 上記（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(融資条件)

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。なお、利率については、協会の保証を条件としない場合、協会の保証付き融資について協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度の対象となる場合（以下「責任共有」という。）及び協会が金融機関の融資額の全部を保証する場合（以下「全部保証」という。）に区分する。

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| (1) 資金使途 | 運転資金 | |
| (2) 融資限度額 | 個人・法人 | 500万円以内 |
| | 組 合 | 7,000万円以内 |
| | 構 成 員 | 500万円以内 |
| (3) 融資期間 | 6か月以内 | |

- | | |
|------------------|---|
| (4) 融資利率
(年利) | 個人・法人 1.8% 保証付（責任共有 1.7%、全部保証 1.5%）
組 合 1.6% 保証付（責任共有 1.5%、全部保証 1.3%）
構 成 員 1.8% 保証付（責任共有 1.7%、全部保証 1.5%） |
| (5) 保証人・担保 | 金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。
担保については、必要に応じて徴する。 |
| (6) 償還方法 | 分割又は一括払い。 |
| (7) 申込受付期間 | 4月1日から翌年の3月31日までとする。 |

（申込手続）

第6条 この要綱に基づく融資を受けようとするものは、取扱金融機関へ取扱金融機関所定の融資申込書により、申し込むものとする。

（報告及び調査）

第7条 取扱金融機関は、毎月の融資状況を別紙様式により翌月10日までに知事に報告しなければならない。また必要に応じて報告書類の内容について調査することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、知事とその都度取扱金融機関と協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第5条（融資条件）の規定にかかわらず、平成21年12月4日から平成25年3月31日までの間に、既に受けている融資に係る条件変更の申し出があったものについては、融資条件の変更をすることができる。
- 3 前項で定める期間に行われた融資条件の変更については、同期間終了後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。